



法の不備ではなくなる – クラブの保証状により責任制限基金を形成することが可能に



控訴院は、英国法上、P&Iクラブの LOU をはじめとする保証状により責任制限基金を形成することが認められることを示しました。

ATLANTIK CONFIDENCE 号事件における英国高等法院の判決についてお知らせした過去の Insight の記事¹をご覧ください。同事件では、船舶所有者の P&I クラブは、通常行われているように必要な額を裁判所に供託するのではなく、クラブの保証状（LOU）を提供することによって、イングランドにおいて責任制限基金を形成しようとしたものです。高等法院の裁判官は、船舶所有者とクラブそれぞれの立場に対する理解を示しつつも、英国法上、保証状により責任制限基金を形成することはできないと判断しました。裁判官は、責任制限基金を形成する唯一の手段は、裁判所への現金による責任限度額の供託だけであると、責任制限基金が P&I クラブの LOU によって形成し得るという船舶所有者とクラブの申し立てを認めませんでした。この点については議論の余地があることを認め、船舶所有者とクラブによる控訴を認めました。

控訴院は、全員一致の判決により、控訴を認めた上で、英国法上、P&Iクラブの LOU をはじめとする保証状により責任制限基金を形成することが認められると判断しました。英国の裁判所は、海運紛争の解決に最も広範に利用されている裁判所の1つであるため、そこでの判決は、船舶所有者や P&I クラブだけでなく、多くの海運関係者から歓迎されることでしょう。この判決は、英国以外の法域、特に、自国の判例を持つも英国の裁判所の判決にも依拠する法域のほか、同様の法制度を採用しているその他の法域や、この争点について判断する控訴裁判所が存

¹ 「法の不備？英国における P&I クラブ保証状と責任制限基金」

在しない法域においても影響を及ぼす可能性があります。また、国際 P&I グループの控訴支持状について、決定的なものではなかったが「有用」であったと認められたことは注目に値します。この判決を出すにあたり、Gloster 判事は、次のように述べました。

「この争点は、海事請求について保険および再保険を提供する P&I クラブを含む海運業界にとって極めて重要なものの 1 つである。判決の結果に対する海運業界の懸念の高まりを受けて、国際 P&I グループから、当裁判所に対して、2013 年 11 月 8 日付で有用な書状が提出された。そこでは、裁判所への供託金との比較において、保証状を利用することの、P&I クラブと責任制限基金を形成する必要がある人々にとっての財務上、実務上の利益が説明されていた。この書状はまた、1976 年条約の締約国である国々を含む全世界の多数の国々と、締約国でない国々が、責任制限基金を形成する容認可能な手段としてクラブの LOU を快く受け入れていることを当裁判所に教えてくれた。高等法院の裁判官は、審理の期日までにこうした追加資料を受け取るという恩恵に預かっていなかったのだ。」

Gloster 判事は、まず、1976 年の海事債権についての責任の制限に関する条約 (International Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims [LLMC]) のうち、基金の形成方法が記述された部分に目を向けました。同条約の第 III 章第 11 条(2)には以下のようにあります。

「基金は、(1)の規定による額を供託することにより、又は基金の形成がされる締約国の法令によつて容認されかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める保証を提供することによつて形成することができる。」²

高等法院の裁判官は、その判決を出すにあたり、「または～いずれか」規定に着目しつつも、保証により責任制限基金を形成することを明示的に認めた英国の法令 (締約国の法令) が存在しないことに立脚しました。Gloster 判事は、これは誤ったアプローチであると述べ、以下のよう

に述べました。

「私は、裁判官が、責任制限基金は保証、特にクラブの LOU によって形成することはできないという結論に至ったことは間違っていたと考える。裁判官の分析で誤っていたのは、第 11 条(2)の意味と影響に注目するよりも、「長期にわたって行われていた従前の慣行に対してそのような変更が行われる場合には」保証の提供を認める明白な文言を見つけることが求められる、という考えをその出発点としたことである。裁判官のアプローチは、まさに今回の高等法院での構造を反映していたように思われる。」

「分析の正しい出発点は、1995 年法により英国法に組み込まれた第 11 条(2)をその適切な文脈において解釈することであると私は判断する。」

Gloster 判事は、正しいアプローチは、英国法の中に保証により基金を形成することを認める明示の規定があるか否かを検討することではなく、保証により基金を形成することに関する文言または規定が条約自体に含まれているかどうかを検討することであると判断しました。また、英国法にそのような規定が含まれていないとしても、(第 11 条(2)の「または～いずれか」規定に照らすと) 真の問題は「英国法は、保証により基金を形成することを明示的に認めているか」

² なお、前項である(1)には、「責任があるとして訴えられることのある者は、制限の対象とされる債権に関する法的な申立てがされる締約国の裁判所その他の権限のある当局に、基金を形成することができる。基金は、第 6 条又は第 7 条の規定による金額であつて当該者が責任を負う債権について適用されるものの総額に、当該責任の原因となつた事故の日から基金の形成の日までの当該総額に対する利子を加算した額により形成される。このようにして形成された基金は、責任の制限の対象とされる債権の弁済のみ充てられる。」と定められています。

ではなく、「英国法は、保証により基金を形成できないことを明示的に定めているか」であるから、そのことは控訴にとって必ずしも致命的なわけではないとしました。また、彼は、LLMC条約は英国人起草者が英国法を念頭に置いて起草したものではないと指摘しました。

LLMC条約は、国際的な適用を「...法的な境界を越えて統一的に適用されるようにすること」を目的として、異なる関係締約国からの意見を受けて起草された条約でした。したがって、その文言の広範で目的に適う解釈を採用することが重要でした。裁判所の役割は、「条約を英国法についての先入観を持たずにありのまま解釈する」ことであったのです。

このように着眼した上で、Gloster 判事は、第 11 条(2)の規定は明確であると判断しました。責任制限基金を形成するには、裁判所への供託「または」保証の提供の「いずれか」の選択肢があり、基金を形成しようとする当事者は、どちらか一方を選択することができるのです。保証に関する規定の唯一の制限は、保証が締約国の法令の下で容認され、かつ、裁判所が十分と認めるものでなければならない、ということです。この点に関し、「容認可能」という文言は、具体的な追加の授權法令を前提とするか、または要求するものとは判断されず、むしろもっと単純に、関連する制定法の規定に違反せず、(法律上の)権限を有する者が発行した保証であることを前提とするか、要求するものであると判断されました。「十分」という文言は、保証が基金(例えば、保証人の財務状況、強制の実行可能性および保証証書自体の条件)についての「十分な」担保を提供するものであるということ、責任制限基金の形成を承認する裁判所に納得させる必要があるという意味であると判断されました。国際 P&I グループに加盟するクラブが提供する LOU は、ほぼ間違いなく、容認可能かつ十分であるといえるでしょうが、これを検討するのは裁判所の役割です。

Gloster 判事は、法的分析の一環として、ほとんどすべての法律の参考書には、英国法が裁判所への供託によってのみ責任制限基金を形成することを要求しているとの記載があると指摘しました。そうした参考書によれば、英国法上、LOU により基金の形成を認める規定は存在していません。同判事が、これに異を唱えたことから、これらの参考書の著者は、こうした記載内容を訂正する必要があるのではないかと思います。

審理には被上訴人のうちの 1 名しか出廷しておらず、事実上、争わない姿勢を示しています。判決は、海運業界全体から歓迎されるでしょう。この判決は、英国の制定法に組み込まれた国際条約の文言を解釈するにあたり、英国の裁判所が現実的かつ目的に適ったアプローチを採用していることを証明するものでもあります。また、国際 P&I グループがその控訴支持状において強調したとおり、「最低限の費用で、かつ、不必要な遅滞なく、クラブが担保を提供することを可能にする」P&I クラブの LOU 制度の価値と有効性が改めて評価されるものとなりました。

判決文全文は [こちら](#) からご覧いただけます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であるとは限りません。であるとはであることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Flaw in the law no more – limitation fund can be constituted by Club Letter of Undertaking](#)」からご覧になれます。